

# 「山縣市さくらカンパニーを核とした包括的な女性活躍推進事業」

## 企画提案募集要領

本要領は、山縣市が国の「令和 8 年度地域女性活躍推進交付金」を活用して実施する「山縣市さくらカンパニーを核とした包括的な女性活躍推進事業」の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務の実施背景

#### 【地域の実情】

山縣市は、県都岐阜市に隣接しながら人口は 25,280 人（令和 2 年国勢調査）で、人口減少率が 5 年間（平成 27 年→令和 2 年）で約 6.8%と県内の市の中でも高く、令和 7 年も依然同傾向にあり減少する見込みである。0～64 歳の人口が減る一方、65 歳以上の高齢者は増加しており、若い世代の転出超過が続く主な理由として職業上、結婚等を理由としたものが占め、人口流出が大きな課題となっている。

山縣市の産業構造は、第 2 次産業が 49%、第 3 次産業が 48%を占め、そのうち製造業が 35.6%と高くなっている。特に、水栓バルブ製造の製造品出荷額は全国の約 4 割を占め、全国シェアも No.1 であり、ふるさと応援寄附の返礼品としても好評である。

「水栓バルブ発祥の地」である歴史もあり、水栓バルブ製造は地域経済を牽引している主要産業であり、地域雇用の受け皿として大きな役割を担っている。しかし、製造業が山縣市北部に集積している地理的要因もあって、企業は従業員確保に苦勞している現状があるため、企業が持続的に発展し事業を拡大していくためにも、人員確保対策が急務の課題である。山縣市における女性の就職率は特に M 字カーブの谷となる「30-34 歳」において、国・県の平均を大きく上回る値を示しており、谷は大きく解消に向かっている（平成 27 年 77.4%→令和 2 年 78.8%）。しかし、令和 2 年度に実施した「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」において、女性の就労について、男女ともに「子どもができて、子育てをしながらずっと職業を続ける方がよい」と答えた人が最も多かったにも関わらず、「結婚又は出産・育児のため離職したことがある」と回答した女性が 72%にのぼり、離職によるキャリアの断絶が課題となっている。

#### 【課題】

- ① 上記地域の実情にも記載したとおり、令和 2 年度に実施した「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」において、女性の就労について、男女ともに「子どもができて、子育てをしながらずっと職業を続ける方がよい」と答えた人が最も多かったにも関わらず、「結婚又は出産・育児のため離職したことがある」と回答した女性が 72%にのぼり、女性も子育てなど家庭生活とのバランスをとりながら働き、キャリアを継

続して積める環境の整備が必須である。

- ② 令和6年3月には山口市総合計画の将来像を「子育て応援のまち山口市」とし、山口市「子育て」応援条例を制定した。これにより、行政・地域・住民がそれぞれの役割を持ち、地域全体で子どもを見守る環境整備に一層取り組んでいる。市民意識調査の中では、「女性の活躍とはどのようなことだと思うか」の質問に対し、「職業と育児や介護、地域生活などのバランスをとりながら活躍すること」と回答した人が、男性59%、女性69%と最も高く、女性活躍の土台にワーク・ライフ・バランスがあることがうかがえた。さらには、「男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件の整備について」の質問に対しては、「休暇のとりやすい職場環境づくり」が最も多く、次いで「柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム、在宅勤務等）」、「代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用できる職場環境づくり」があげられており、企業のワーク・ライフ・バランスや女性活躍に対する制度の充実が大きな課題となっている。

## 2. 業務目的

平成30年度に実施した「山口市女性活躍応援地域創出事業業務委託」において検討した指標（成熟度別3段階）を基に、令和元年度「山口市さくらカンパニー認定制度」（以下、「認定制度」という。）を創設し、運用を開始した。

本業務は、これまでに実施してきた認定制度を継続展開し、子育て世帯の女性を対象としたセミナーや座談会を実施することで、山口市さくらカンパニーを核として市内の女性活躍推進施策を加速させることを目的とする。

## 3. 委託業務概要

- (1) 業務名称 山口市さくらカンパニーを核とした包括的な女性活躍推進事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで
- (3) 業務内容 山口市さくらカンパニーを核とした包括的な女性活躍推進事業業務委仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容に基づいた業務
- (4) 業務規模 3,992千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
- (5) 実施形式 公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、当該契約の相手方として最も適したものを選定する。
- (6) 支払方法 業務が完了し、検査が終わった後の全額一括支払いとする。

## 4. 応募資格

応募の資格者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 当市の入札参加資格者名簿に業者登録している者
- (3) 国内に事業所及び活動拠点を有していること。
- (4) 本業務の進行について、担当者の指示に従えること。
- (5) 業務内容について守秘義務を順守できること。
- (6) 財政的基礎が健全に確立されていること。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (10) 暴力団若しくは、暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (11) 市から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を企画提案書等の受付期間に受けていないこと。

## 5. 応募資格の失格

応募者が次の事項に該当すると山口市が判断した場合は失格とする。ただし、山口市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、山口市が判断した場合

## 6. 事業目標値

実現可能性を考慮したうえで、「事業目標値」を提案すること。ただし、以下を要件とし、提案にあわせてその考え方を示すこと。

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| (1) PRチラシ等を配布する事業者数                   | 900社以上 |
| (2) レベルアップ支援（ステップアップを含む）を実施する市内企業・事業所 | 1社以上   |
| (3) 今年度認定企業（ステップアップを含む）               | 2社以上   |
| (4) セミナー実施回数                          | 1回以上   |

## 7. 実施スケジュール

- (1) 募集要領の配布 令和8年4月17日（金）

- (2) 質問の受付期間 令和8年4月23日(木)午後5時まで  
所定の質問書に記入の上、Eメールの件名を「プロポーザル質問(〇〇(法人名))」として「12. 担当事務局」あてに送信すること。質問への回答は、ホームページ上(本要領を掲載している画面と同一画面上)に随時掲載する。
- (3) 企画提案書等応募書類提出期限 令和8年5月1日(金)午後5時  
「12. 担当事務局」へ郵送(必着、配達証明に限る)又は持参すること。
- (4) 1次審査(書類選考)  
応募者多数の場合は、書類審査を1次審査とし、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。
- (5) 2次審査(プレゼンテーション) 令和8年5月14日(木)  
1事業者30分程度(説明20分、質疑10分)のプレゼンテーションを実施する。出席者は、1事業者3名以内とする。
- (6) 選定結果通知  
各応募事業者に文書で通知する。

## 8. 企画提案書の提出

### ア 提出書類

- (1) 企画提案書等の提出について(様式1)
- (2) 企画提案書(任意様式)  
「山県市さくらカンパニーを核とした包括的な女性活躍推進事業業務委託仕様書」の事項について提案、意見すること。なお、項目ごとに、なるべく具体的な数値を記述するようにし、可能な限り数値目標を記載するようにすること。様式は、任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長辺綴じ)、文字サイズは12ポイントを基本とする。
- (3) 業務実施体制(様式2)  
業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、主な資格、業務の分担内容等について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可。
- (4) 見積書、経費内訳書(任意様式)
- (5) 会社パンフレット等事業者の概要がわかる資料(任意様式)
- (6) 過去に実施した類似事業の主な実績(任意様式)
- (7) その他参考資料(任意様式)
- ・業務行程表
  - ・参加者が過去に行った類似事業のうち、高い自己評価を行っている実績についての成果、特色等を記載したもの

## イ 提出部数

上記（１）～（７）を１つに綴じ、７部（正本１部、副本６部）を提出すること。

## ウ 提出仕様

A４版 縦置き横書き左綴じ（A３版を使用する時は３つ折りにすること。）

## エ 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・企画提案は１事業者１案とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・事業実施に当たっては、選定された者の企画提案の内容を協議、調整の上、変更することがある。
- ・その他詳細については、市と打合せのうえ行うものとする。

## ９．選定数

１者

## １０．選定方法

### （１）１次審査

提出された企画提案書等応募用紙により審査する。

### （２）２次審査

- ①審査は山口市職員で組織する選定会において、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- ②別添「審査票」に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- ③新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書等応募書類に基づきプレゼンテーションすること。なお、プレゼンテーションソフトでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

### （３）選定結果

各応募事業者に文書で通知する。なお、審査及び選定結果についての異議は認めない。

## １１．契約

選定された者と市は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が整ったうえで、山口市契約規則（平成１５年山口市規則第４４号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山口市が行う契約から暴力団排除に関する

措置要綱（平成２２年山県市訓令甲第１３号）を適用するものとする。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が改めて市と協議等を行うこととする。

## 12. 担当事務局

山県市企画財政課（市庁舎２階）

〒５０１－２１９２ 山県市高木１０００番地１

電 話 ０５８１－２２－６８２５

FAX ０５８１－２７－２０７５

E-mail [kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp](mailto:kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp)